

平成25年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

- 1 日時 平成26年1月23日(木) 14時00分から14時40分まで
- 2 場所 議会棟第3委員会室
- 3 出席者 (1) 福祉有償運送協議会委員
加藤委員、木戸委員、佐久間委員、櫛田委員、田川委員、白井委員(会長)
(2) 事務局
高齢福祉課：鳩川課長、和田課長補佐、湯浅主査、野中主任主事
交通政策課：小松技師 介護保険課：三戸主事
障害企画課：北田主任主事 障害者自立支援課：松澤主任主事
- 4 議題 (1) 更新登録申請について
(2) 運送の対価の以外の対価について

5 議事内容

(事務局)

委員の皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます高齢福祉課の野中と申します。よろしくお願いいたします。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち6人で、過半数が出席しているため、千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は「更新登録」及び「運送の対価以外の対価について」を予定しておりますが、更新登録の中で「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、今後は、白井会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(白井会長)

それでは早速ですが、議事の進行を務めさせていただきます。

本日最初の議題は「更新登録申請」ということで、案件は1件でございます。

事務局より、事業者へのヒヤリングについて説明をお願いします。

(事務局)

高齢福祉課湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議題(1)更新登録についての協議をお願いいたします。

委員の皆様には、事前に資料1「協議依頼事業者一覧」、「事業者申請概要」を郵送させていただき、申請事業者及び申請内容等についてご覧頂いているところでございますが、ご意見や疑問等おありかと存じます。

これから申請事業者に申請内容等について説明をしていただきますので、質問等がございましたらお願いします。

なお、事業者のヒヤリングが終了した後に、これに対する協議をお願いします。協議後に承認につい

て、お話ししたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

なお、登録の有効期間が切れる事業者がもう1事業者ございますが、この事業者から千葉市在住の方で福祉有償運送を利用する方がいなくなり、更新登録の際には運送の区域に千葉市を含めないこととなるため、当協議会に対する協議依頼はしないとの連絡がありました。

以上でございます。

(白井会長)

それでは、ヒアリングを実施いたします。

申請事業者の特定非営利法人じょいんとさん、お願ひいたします。

(じょいんと)

本日はお忙しいなかありがとうございます。失礼ながら座って説明させていただきます。

お手元の資料の方をご覧ください。

私どもは習志野市津田沼に法人の母体を構えております。

事業所名、事業所所在地につきましては、資料1-2の運送主体欄の方をご覧ください。

運送を必要とする理由におきましては、主に支援している知的障害を持つ方は、既知の運転者、特定の車両への強いこだわりを有し、同乗者への危険行為を行うことがあります。また、急に暴れたり、大声をあげる突発行為等を有し、同乗者のみならず、運転者にも専門的な知識が求められます。このような公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで社会参加のための外出支援及び緊急時における送迎支援を行いたいと思っております、この度更新登録の方を申し込ませていただきました。

運送の対象としては、現在知的障害の方30名、身体障害の方19名を抱えております。

以下、運送の形態等におきましては、お手元の資料1-2の通りとなっておりますのでご覧ください。

法人の方で使用している車両は4台ございます。車いす車両が2台、1台がハイエースでリフト車、もう1台は軽自動車ですロープ式ということになっております。普通車2台におきましてはセダン型となっております。

個人の車両は現在のところ使用はありませんのでご承知おきください。

運転者におきましては、8名の登録をお願いしております。全員免許取得後3年以上で、過去3年に免許停止処分は受けていない状況であります。いずれも70歳以下ということになっております。

ご利用料金におきましては、最初の1キロメートル50円、以降1キロメートル当たり50円ずつ加算とする運送の対価をいただいております。

管理運営体制、法令順守、平成24年度の輸送実績におきましては、お手元の資料1-2の通りとなっておりますのでご覧下さい。

以上です。

(白井会長)

ありがとうございました。

ただいま、事業者からご説明がございましたけれども、その内容につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

これは、更新登録ということで、従前と特に変更になったところはないということでしょうか。

(じょいんと)

車両の入れ替え、ハイエースから新しいハイエースへの入れ替えはありましたが、大きな変更等はありません。

(加藤委員)

ちょっと伺いますけれども、施設から千葉市、施設から習志野市の輸送だけですか。例えばたまにはレクリエーションで千葉市を離れて、どこかへ行くというようなことはありますか。

(じょいんと)

ございます。それも想定しております。

(加藤委員)

それは、たとえば館山市の方まで行くというようなこともありますか。

(じょいんと)

そこまで遠くということはありません。千葉市近隣までということにさせてもらっております。

(加藤委員)

それでも、同じ料金設定だということでしょうか。

(じょいんと)

はい。

(加藤委員)

はい。わかりました。

(白井会長)

他には特にございませんか。

(各委員)

特にありません。

(白井会長)

それでは、次は申請事業者さんについての協議に移りますので、ここからは非公開ということになりますので、申請事業者さんにご退出をお願いいたします。

(じょいんと)

本日はありがとうございました。

【これより非公開】

(白井会長)

それでは、ここからは申請についての協議、意見交換ということになります。

この案件についてはいかがですか。

特にご質問もございませんし、事業者から説明があったように、従前と料金体系や利用者に変わりなく、車も車両の入れ替えのみで台数は変わらないということですが。

(加藤委員)

さきほど、レクリエーションの質問をしましたが、たとえば館山へ行く場合、高速道路代がかかりますよね。これは実費でどういう負担をしているのか気になりました。例えば4人乗った時に4人で割るのかとか。

(白井会長)

これは、当然実費負担があると思います。そういう遠方まで行った時の料金もありますし、ETCが

使われている可能性もあるので割引というのもあると思いますし。

(加藤委員)

ちょっと気になったので、それだけ確認していただければと思います。

今度料金も消費税の関係で値上げになるし、値上げは10円刻みという話もありますので、その辺明快な答えをお願いしたいと思います。

(白井会長)

このご質問については、申請事業者がいた時にしていただけたらと思いますけれども。

(加藤委員)

これは、当事者では判断できないでしょうから、運輸支局が来ていれば運輸支局に聞いたかったのです。そのため、あえてその場では質問しませんでした。

(白井会長)

これは、当然実費とみてということですよ。

(事務局)

実費を取ることは認められています。

(加藤委員)

それならばいいです。

(田川委員)

これは、実費で一人一人から高速料金全額をもらうのではなく・・・

(加藤委員)

割るんでしょうね。

(田川委員)

それはそうですね。

(白井会長)

どれくらいの人数が行くにもよりますから。単価としてはかかる車の台数の料金しかかかりませんから。それをどういうふうに分け込むか。あるいは場合によっては法人が負担してしまうこともあるのかもしれないけれども。

(加藤委員)

割引がありますから、通常よりも安いと思います。

(白井会長)

かなり安くなっていると思います。ましてやそれほど遠方ではないのであれば。

(加藤委員)

ちょっと気になりましたので、結構です。

(白井会長)

よろしいですか。

他に特にご意見としては、ございませんか。

(各委員)

ありません。

(白井会長)

それでは、お諮りをさせていただきます。

申請事業者、特定非営利活動法人じょいんとにつきまして、承認の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

(白井会長)

全員承認ですので、申請事業者、特定非営利活動法人じょいんとにつきましては、協議は調ったということといたします。

それでは、運営協議会の協議結果について、今後、事務局より申請事業者に対して、必要な事務手続きをお願いしたいと思います。

【ここまで非公開】

続きまして、本日の議題2となります。議題の2の方は、運送の対価以外の対価、これについてでございます。

この議題について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、運送の対価以外の対価について説明させていただきます。

この議題は、前回協議会において、考え方を事務局で検討することとなりました。

その検討の結果をご報告させていただき、委員の皆様にご協議していただくため、今回議題とさせていただきます。

まず、お手元にございます、資料2-1「運送の対価以外の対価について」をご覧ください。

1から順を追ってご説明させていただきます。

「1 参考とする県内中核市、近隣市の状況」につきましては、県内中核市、近隣市の状況について調査したところ、基準額等を定めている自治体はなく、協議会においてその妥当性について協議し決定しているのが現状でした。

「2 国ガイドライン」につきましては、運送の対価以外の対価は、実費の範囲内とされていますが、明確な基準等は示されておりません。

以上のことを踏まえて、事務局において検討しました。

「3 県内中核市、近隣市の「運送の対価以外の対価」の状況」につきましては、資料2-2「運送の対価以外の対価」県内中核市、近隣市の状況をご覧ください。

迎車料金、回送料金、待機料金、介助料、その他について、県内中核市、近隣市及び、千葉市の運送の対価以外の対価を記載しております。

右側の欄に、類似例としてタクシー料金の距離別運賃、迎車回送料金、時間距離併用運賃と介護保険の通院のための乗車・降車介助のサービス費用、及びタクシー料金の割増料金を記載しております。

事務局においては、これらの類似例をもとに、協議会の中で委員の皆様のご意見をいただきながら、方法をまとめるのが望ましいとの結論に至りました。

説明は以上でございます。

(白井会長)

今、説明がございましたけれども、地方自治体や協議会において基準を設けているところは、県内中核市、千葉市の近隣市及び他の政令市でも無いということで、その都度判断されている状況ということですのでよろしいでしょうか。

(事務局)

前回ご意見をいただいて、今回ここにある程度目安的なものを示せればと思い検討を重ねましたが、なかなか妙案がなく、本日お示しできなくて大変申し訳なく思っております。

事務局で運送の対価以外の対価設定例について情報収集をしまして、資料を作成させていただきましたが、設定方法が団体によってかなりばらつきがございます。

このようなものを集約して基準のようなものを作れるのか、あるいはヒアリング時に積算根拠のような資料を申請事業者から提出していただいて協議するのがいいのか、ご意見をいただけたらと思います。お願いいたします。

(白井会長)

ということでございます。

一定の料金を、何円以内とかを事務局で決めるのはなかなか難しいという状況なので、委員の皆様方がどのようなお考えをお持ちかということで、本日はご意見を交換したいと思っておりますので、遠慮なく言っていただければと思います。

(加藤委員)

今までの、各事業者の皆さんがそれぞれ料金を設定されて提示されていますけれども、枠はある程度あるでしょうが、その範囲であればその都度協議して決めていくやり方はいかがでしょうか。

それと、間もなく消費税の問題が発生いたしますけれども、併せてどういう料金設定をされるのか、これも将来の考え方をまとめていただければと思います。

(白井会長)

加藤委員からは、その都度実態を見ながら内容を聞いて、個々に判断していくということですが、資料を見ていくと色々なものがあって、たとえば待機料金というところを見ると高いところだと30分1、300円というところとか、5分50円というところもあります。

いろいろな自治体でその都度事業者に対するヒアリングをやりながら、それを認めている状況があるだろうと思います。

一律に何円以上はダメというようなことには、なかなかならない。

でも、それを判断するにあたって、事業を行っているところの収支とか人員体制とか、そういうものがわかる資料を提出してもらわないと判断しようがないし、それがきちんと正確に、虚偽無く提出されているという前提で判断するということになりますけれども。

(加藤委員)

利用するお客様が本当に重い介護まで必要なのかという問題もありますし、その事業者がどういう展開されているかによって判断した方がいいと思います。

(白井会長)

木戸委員は直接利用される立場ですけれども、料金設定については使う側からすればできるだけ安い方がいいに越したことはないと思いますが、そういう中でこういう事業をやっていかなければいけないというところで、どのようなお考えがありますか。

(木戸委員)

正直申しまして、利用する側にとっては、介助料とか乗降料とかは無い方がありがたいですが、中にはそういうのをやってほしいという方もいらっしゃるでしょうし、個々の障害の状況とか、事業者側のご都合とかもありますので、一概に基準とかは設けられない気がしまして、加藤委員さんがおっしゃったように、その都度引き上げの際にガイドラインを見まして協議していくのがよろしいかと思っております。

(白井会長)

そうした場合、例えばですけれども、事業者と利用者の中でこのような料金設定はどうですかというように話し合いはあるものなののでしょうか。事業者さんからこれでなければやっていけないと言われてしまえば、その中で見ていくことしかないのでしょうか。

(木戸委員)

そうですね。ある団体を利用させていただいていますけれども、料金が変わりましたと言われれば、そうですかということではそれ以上は言えなくて、その経緯とかも聞いているので、そのように言われればそのように。

(白井会長)

実際に福祉有償運送をやっている事業者として、田川委員はいかがでしょうか。

(田川委員)

先ほど、話がありましたけれども、どうしてそのような料金設定をしたのかという算出根拠ですね。そういった中でいろいろな事情もあるでしょうから、ただ出てきた数字を見るだけではなくて、どうしてそういう設定になったのかというところをお聞きすることで、判断していくしかないと思います。

(白井会長)

その判断は、その算出根拠を見たらうえて、都度都度判断ということでしょうね。

佐久間委員はいかがですか。

(佐久間委員)

希望としましては、運営協議会の中で協議が調った結果、例えば待機料金でしたら2団体で15分で200円、片方で10分で200円という協議の結果ですよ。こういうことというのは待機料金ということに関して、率直なところ疑問を持ちます。ですから、もしある団体が15分で200円、ある団体は10分で200円というならば、それはそれで算出根拠があるでしょうからそれをオープンにさせていただいて、この協議会の中で協議していくという形がよいのではないかと思います。

(田川委員)

一概に言えないのは、私どもの事業所では福祉有償運送の事業収入というのはごく一部です。メインの障害福祉サービスがあるものですから。そういった団体ですと、割と福祉有償運送に関わる価格等のは低めに抑える傾向はあるんですけれども、福祉有償運送そのもので皆様のお役にたとうとしている団体からすると、ある程度必要だということだとおもうんです。

だから数字だけでは比べられないということがありますので、どうしてそういう数字になったかという根拠を求めるのはそういうところにあるんだと思います。

(白井会長)

タクシーの方では運転手の方からした場合に、そういう介助とかは現実に必要な場合もあるのでしょうか。

(櫛田委員)

実際に私どもタクシーに乗ってまして、確かに介護の必要な人もあります。介護するにしても重度の方についてはやはり大変で、軽度の方は時間がかからない。重度の方は注意して介護しないとというのがありますし。それに対して料金設定というのは難しいところがあると思いますが、やはり私はできればこういうのは基準を決めた方が、やはり各事業者によってバラバラではなく、時間を決めて料金を設定する方がいいんじゃないかと。

(白井会長)

一定の料金の目安みたいなものがあった方がいいということですね。

(櫛田委員)

そうですね。基本的にはタクシーが一つの目安になってくると思います。

(白井会長)

運送料金については、タクシーの半額、ぴったりそうでなくてもその近辺というひとつのラインは作られていますので。

(櫛田委員)

実際にはそれ以下の設定の団体が多いですがね。利用者さんに関しては当然安い方がいいに決まっていますから。

ただやはり団体もマイナスにならないような形でやっていく、経営していくということになれば、やはりあった方がいいような気がしますけれども。

(白井会長)

タクシー運転手さんの立場からは今のような意見もございますけれども、いかがでしょうか。

確かに一定額を決めるのは難しい。その都度都度判断するにしても、そこで無制限に団体が出したものが、どのように判断していくのかというのがありますし、団体が従事者にある程度賃金を払っている団体であれば当然金額が上がってしまうという可能性はありますし、ボランティアによつぽど近ければ安いという可能性もあります。

それが、実費というか収支の中での額だということになるのでしょうか。

(佐々木委員)

なぜ200円、なぜ300円なのでしょうかということについて、説明ができればよいのではないかと思います。

今のところ、私は前回と今回しか協議会に出席していませんが、過去のどのような話し合いがあったのかわかりかねますが、今の私の状態では、何でという疑問があります。

(白井会長)

確かに、千葉市内でそういう料金を設定している団体は、メインが福祉事業をやっている中に付属的に福祉有償運送をしているというのではなくて、福祉有償運送自体が事業の主体となっている事業者だけですけれども。

目的も違えば、やっている事業主体も違うので、違いが出てくるのはある程度わからないではないです。

資料2-2の右側の方に類似例ということで、一番大きいのはタクシー業者さんの料金とか、介護保険で介護保険サービスを使った時に実際のかかる費用、利用者は実際には1割しか負担しませんが、保険を使って払う額が出てますので、事業団体が算出根拠を明確にしてあげて、設定額のほかにこういうものも参考にして判断していくという形になるかと思えますけれども。

一定額を定めるというのは、わかりやすいですが、その額がどういふ額が良いのかという根拠が非常に難しいと思います。

(櫛田委員)

当然、基準を決めることは大変ですけれども、福祉有償運送の本来の目的からすれば最低限の実費であるべきだと思います。

(白井会長)

大体の意見は、各団体の事業収益等を提出させた上で、きちんとした説明を求めて、その説明に妥当

性があるかということをお互に判断をして、その料金の設定を認めるという方向でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(白井会長)

では、協議会の方では、今申し上げたような方法で、運送の対価以外の対価についてはその都度、その状況を見ながら判断をしていくという方向でまとめられましたので、よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

各市の状況については、もう少し調査、精査して、分析します。

(田川委員)

個別の判断をする時に、いろいろな事例があるとよいので、引き続きそれをまとめていただきたい。

(白井会長)

事例を簡素化した、判例集の簡素版みたいな物があればと思います。

(事務局)

お示しできるような形に作成いたします。

(白井会長)

それでは、運送の対価以外の対価についての議題はこれで終わりにさせていただきます。

次に、「その他」でございますけれども、事務局ほうから何かありますか。

(事務局)

1点目ですが、冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

2点目ですが、次回開催につきましては、更新予定事業者が1団体あるため、5月中旬を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(白井会長)

本日、予定しております議題は、これですべて終わりになります。

せっかくの機会ですが、委員の皆様方で何かございますか。こんな問題があるとか、先ほど消費税の話もありましたけれども。

(加藤委員)

次回5月に会議があるようですけれども、それまでにはこの料金のことも含めて、消費税の対応はどうするかということについて、明確な答えは出せるのでしょうか。

(事務局)

はい。ご用意させていただきます。

(田川委員)

運営協議会の日程のご案内は、なるべく早く出していただけるとありがたいです。

(事務局)

承知いたしました。

(加藤委員)

5月は総会シーズンですので。

(白井会長)

通知は、できるだけ3月中ぐらいにはお送りできるようにお願いします。
他に、特に何もなければ、これで本日の協議会を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

白井会長並びに委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。
以上を持ちまして、平成25年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

(終 了)